

令和2年度岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）が、新型コロナウイルス感染症により事業活動に支障を生じている場合に、事業を継続するために必要な資金を円滑に供給し、もって経営の安定に資することを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 取扱期間

原則として、令和3年3月31日までに融資実行されたものとする。

第4 貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により、当該事業所の所在地を管轄する市町村から中小企業信用保険法第2条第6項に規定する認定を受けた者とする。

第5 貸付の条件

1 資金の用途

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営安定のために必要な運転資金及び設備資金とする。

2 貸付限度額

1企業につき8,000万円以内とする。

3 貸付期間

10年以内とする。ただし、2年以内の据置期間をおくことができる。

4 貸付利率

(1) 固定金利

年1.4%以内

(2) 変動金利

年1.2%以内（貸出時点の利率）

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く）。

5 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。ただし、別に定めるところにより県が補給を行うものとする。

(1) 危機関連保証を適用し、年0.6%とする。

(2) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1)に掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

7 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件及び保証条件については、取扱金融機関及び岩手県信用保証協会

の所定の条件による。

第6 申込手続

貸付を受けようとする者は、取扱金融機関の所定の手続きにより申し込むものとする。

第7 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第8 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関の所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第9 保証料補給

県は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及び新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助金交付要綱（令和2年3月27日付け経支第939号岩手県商工労働観光部長通知）の定めるところにより、この要綱に基づいた融資について保証をした岩手県信用保証協会に対し保証料補給を行うものとする。

第10 報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

第11 期中支援

貸付の決定を受けた者が、信用保険法第2条第6項に定める特例中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、令和2年4月1日から令和3年1月31日の期間（中小企業信用保険法第2条第6項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む）、または保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第12 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わなかった場合は貸付決定を取り消すことがある。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関

普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新 岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合
